

## 2. 基本行動計画のフォローアップ

平成30年12月5日

北陸地域国際物流戦略チーム  
広域バックアップ専門部会

# (1) 基本行動計画の全体構成

- 広域バックアップ専門部会では、コンテナの代替輸送の実効性を向上させるための基本行動計画を平成28年度に策定した。計画の構成は以下のとおり。
- 本年度は、基本行動計画のフォローアップとして3章の対応方策の見直しを行う。

## ■基本計画の構成

### はじめに

#### 1. 北陸地域における代替輸送の基本的な考え方

- 1-1 計画の対象
- 1-2 代替輸送の必要性
- 1-3 北陸地域港湾が担う役割
- 1-4 代替輸送によるメリット

#### 2. 北陸地域港湾の現状と課題

#### 3. 北陸地域港湾による代替輸送体制

- 3-1 北陸地域港湾における代替輸送体制構築のための対応方策
- 3-2 代替輸送モデルルート of 想定

#### 4. 事業継続のための支援

- 4-1 代替輸送訓練の実施
- 4-2 代替輸送手引書の作成

#### 5. 災害時における情報共有

##### 5-1 ポータルサイトの開設

#### 6. 代替輸送における制度上の課題

- 6-1 大規模災害時の交通規制
- 6-2 保税地域の不足
- 6-3 臨時シャトル便の航路開設に伴う手続き

#### 7. 基本行動計画のフォローアップ

- 7-1 基本行動計画のフォローアップの基本的考え方
- 7-2 基本行動計画のフォローアップ内容

### 附属資料

### 参考資料

## (2) 対応方策について

- 対応方策は、北陸地域港湾を經由する代替輸送の受入れ能力と実効性の向上のための5つの施策

図 北陸地域港湾における代替輸送体制確立のためのタスク

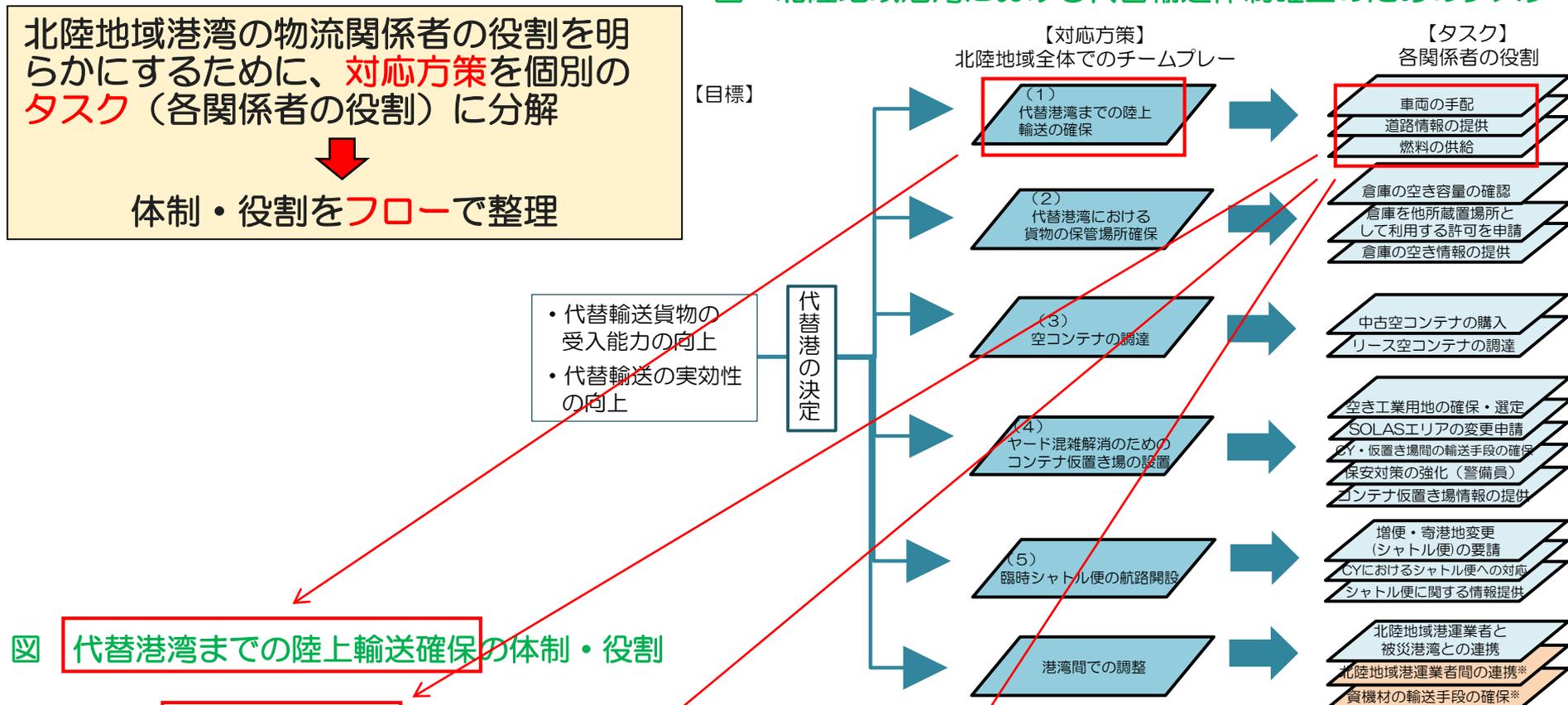
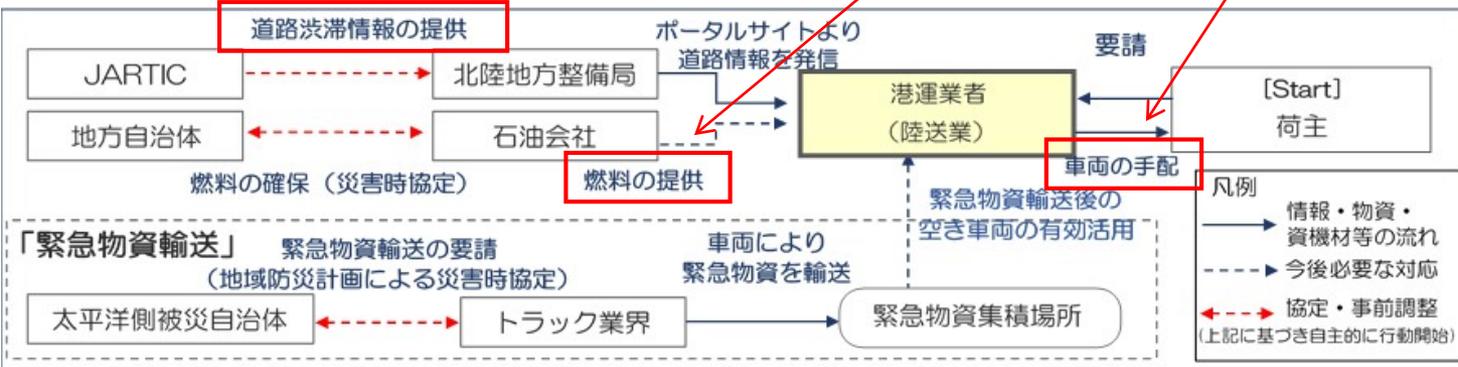


図 代替港湾までの陸上輸送確保の体制・役割



※「北陸地域港運業者間の連携」、「資機材の輸送手段の確保」は「北陸地域港湾の事業継続計画検討会」（広域港湾BCPの検討会）での検討内容に準じる。

## (2) 対応方策について

### [1] 代替港湾までの陸上輸送の確保

#### ■基本行動計画の記載内容

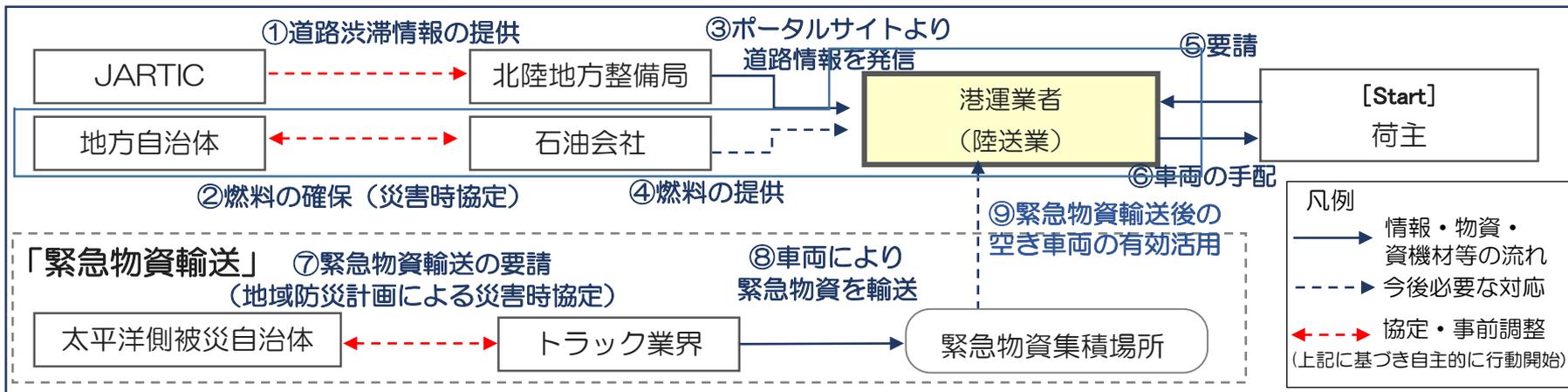
##### ◆災害時に想定される課題（基本行動計画p.10,11より）

- 港湾までの輸送車両不足
- 輸送車両の燃料不足

##### ◆対応の方針（基本行動計画p.10,11より）

- 車両の手配
- 道路情報の提供
- 燃料の供給

#### 代替港湾までの陸上輸送の確保の体制・役割（基本行動計画p.11より）



## (2) 対応方策について

### [1] 代替港湾までの陸上輸送の確保

#### ■関係者へのアンケート調査より把握された内容

##### 各タスクの進捗

タスク番号	役割分担	タスクの内容	関係者間の体制や役割の実態及び体制構築の進捗状況
①	北陸地方整備局	道路渋滞情報の提供	北陸広域バックアップ体制Web内のJARTICへのリンクより道路交通情報（5分おきに更新）が入手できる。
②	自治体	燃料の確保 （災害時協定）	県と石油関連の協同組合が協定を結び、災害時に県が指定する船舶・車両への協力を要請できる等の内容のものはあるが、代替輸送を目的とする陸運業者への供給を目的とした協定はない。
③	北陸地方整備局	ポータルサイトより道路情報を発信	①と同様の方法で港運業者も道路情報を入手できる。
④	港運事業者	燃料の提供	現状として、体制が構築されていないが、今後体制構築の検討を予定しているという港運事業者あり。
⑤・⑥	港運事業者	・貨物輸送の要請 ・車両の手配	現状として、予備車を事前に準備するなどの対策は計画していないが、有事の際はグループ会社もしくは協力会社に依頼するなど、備車で対応することを考えている。
⑦	港運事業者	緊急物資輸送の要請（地域防災計画による災害時協定）	現状として、太平洋側被災自治体と港運業者（陸運業者）間の緊急物資輸送に関する協定事例はない。
⑨	港運事業者	緊急物資輸送後の空き車両の有効活用	現状として、検討されていないが、今後検討を予定している港運事業者もあり。

## (2) 対応方策について

### [1] 代替港湾までの陸上輸送の確保

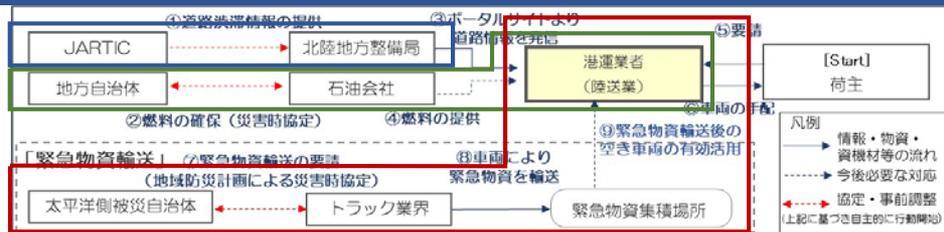


図 タスクの進捗状況と今後の対応に関するフロー図の該当箇所

### ■タスクの進捗状況と今後の対応

#### ●車両の手配 **赤枠部分**

▶ 災害時に代替輸送を行うための車両を確保する対応は、現状では行われていない。

→ ・ 予備車両を確保する対応は、**コスト増**となってしまうことが**要因**と考えられる。

・ 被災側の陸送業者や港運事業者と災害時の対応について事前に相談しておくなど、燃料の場合と同様に、事前の協定等の**ソフト対策**が効果的であるとされる。

#### ●道路情報の提供 **青枠部分**

▶ 北陸広域バックアップ体制Webが整備されており、リンクをたどることでJARTIC、NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本が提供する**道路交通情報にアクセスすることが可能**となっている。

#### ●燃料の供給 **緑枠部分**

(災害時の燃料の確保)

▶ 災害時に代替輸送を行うための燃料を確保することは、現状では行われていない。

→ ・ 代替輸送の燃料を平時から確保しておくための施設整備や備蓄は、**コスト増**となることが**要因**と考えられる。

・ 燃料の購買先との災害時の事前の取決め等の**ソフト対策を推進**していくことが効果的であるとされる。

## (2) 対応方策について

### [2] 代替港湾における貨物の保管場所確保

#### ■基本行動計画の記載内容

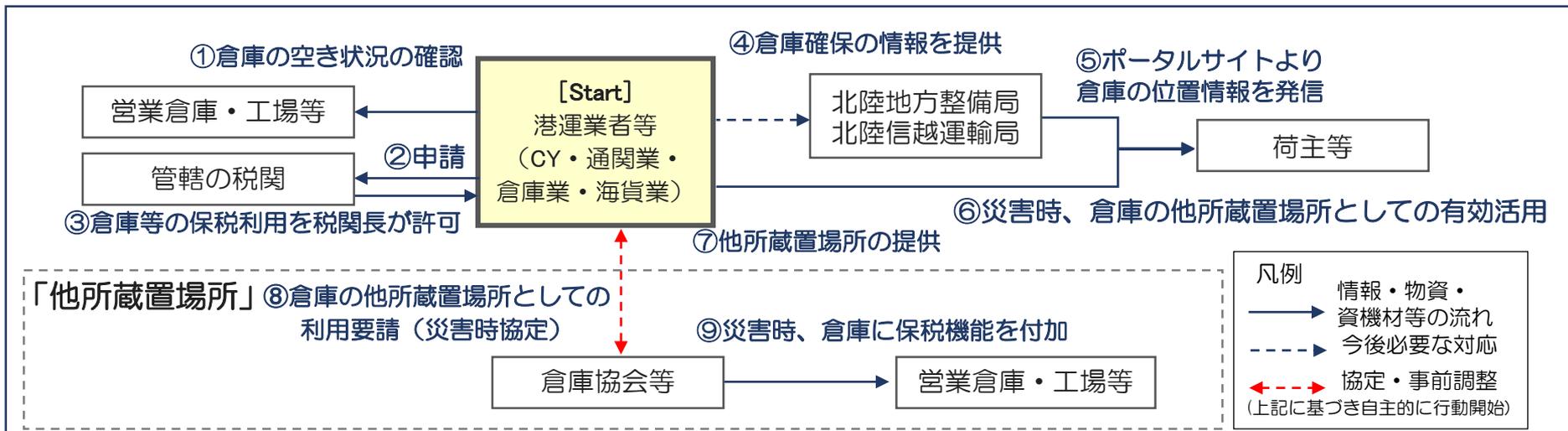
##### ◆災害時に想定される課題（基本行動計画p.10,11より）

- 北陸地域港湾の保税蔵置所等のキャパシティ不足

##### ◆対応の方針（基本行動計画p.10,11より）

- 倉庫の空き容量の確認
- 倉庫を他所蔵置場所として利用する許可を申請
- 倉庫の空き情報の提供

#### 代替港湾における貨物の保管場所確保の体制・役割（基本行動計画p. 11より）



## (2) 対応方策について

### [2] 代替港湾における貨物の保管場所確保

#### ■関係者へのアンケート調査より把握された内容

##### 各タスクの進捗

タスク番号	役割分担	タスク内容	関係者間の体制や役割の実態及び体制構築の進捗状況
①	港運事業者	倉庫の空き状況の確認	倉庫関係団体は、加盟倉庫業者の倉庫空き状況を把握している県もある。それ以外は、災害が起こってから平常時のネットワークにより、地元倉庫業者からの情報提供に頼らざるを得ない。
② ③ ⑨	港運事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・保税利用の申請</li><li>・倉庫等の保税利用を税関長が許可</li><li>・災害時、倉庫に保税機能を付加</li></ul>	現状として、通常通りの税関手続きは可能だが、手続きを早めるための対策は行っていない。
④	港運事業者 北陸地方整備局	倉庫確保の情報の提供	現状として、港運業者等では倉庫確保の情報を保有していない。倉庫の情報を収集する方法は①に記載の通り。
⑤	北陸地方整備局	ポータルサイトより倉庫の位置情報を発信	北陸広域バックアップ体制Web内の各県倉庫協会へのリンクより倉庫情報を入手することはできるが、北陸地方整備局及び北陸信越運輸局のポータルサイトより倉庫の位置情報を発信できるようにはなっていない。
⑥ ⑦ ⑧	港運事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時、倉庫の他所蔵置場所としての有効活用</li><li>・他所蔵置場所の提供</li><li>・倉庫の他所蔵置場所としての利用要請（災害時協定）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・平常時に保税蔵置場の追加等を実施することはあるが、災害時を想定して事前の準備はしていない。</li><li>・災害時の他所蔵置場所としては港内にある内貨倉庫から検討していく。</li></ul>

## (2) 対応方策について

### [2] 代替港湾における貨物の保管場所確保

#### ■タスクの進捗状況と今後の対応

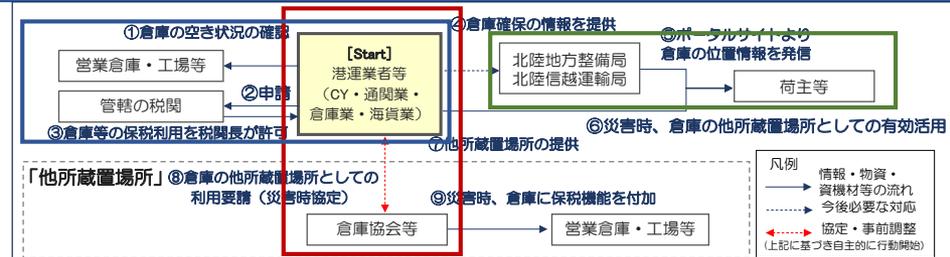


図 タスクの進捗状況と今後の対応に関するフロー図の該当箇所

#### ●倉庫の空き容量の確認 **赤枠部分**

- ▶災害時の対策としてではなく、新潟県倉庫関係団体において自社倉庫の空きスペース状況を倉庫関係団体の事務局へ報告する体制がとられている港湾もある。
- ▶他の港湾においても**平常時において倉庫関係団体とのネットワークを災害時に活かす**ことも期待できる。  
→・**倉庫協会側の対応可能な範囲**について**把握**を行うことが必要

#### ●倉庫を他所蔵置場所として利用する許可を申請 **青枠部分**

- ▶代替輸送に必要な倉庫スペースを確保するための事前準備は、現状では行われていない。  
→・**事後の対応**で生じる問題点について**明確にする必要**がある。

#### ●倉庫の空き情報の提供 **緑枠部分**

- ▶倉庫の空き状況に関する情報を収集する体制は構築されていないが、北陸広域バックアップ体制Webの日本倉庫協会のHPリンクから、空き情報が検索可能。  
→・検索を行っても空き倉庫が**登録されていない**という問題点がある。

## (2) 対応方策について

### [3] 空コンテナの調達

#### ■基本行動計画の記載内容

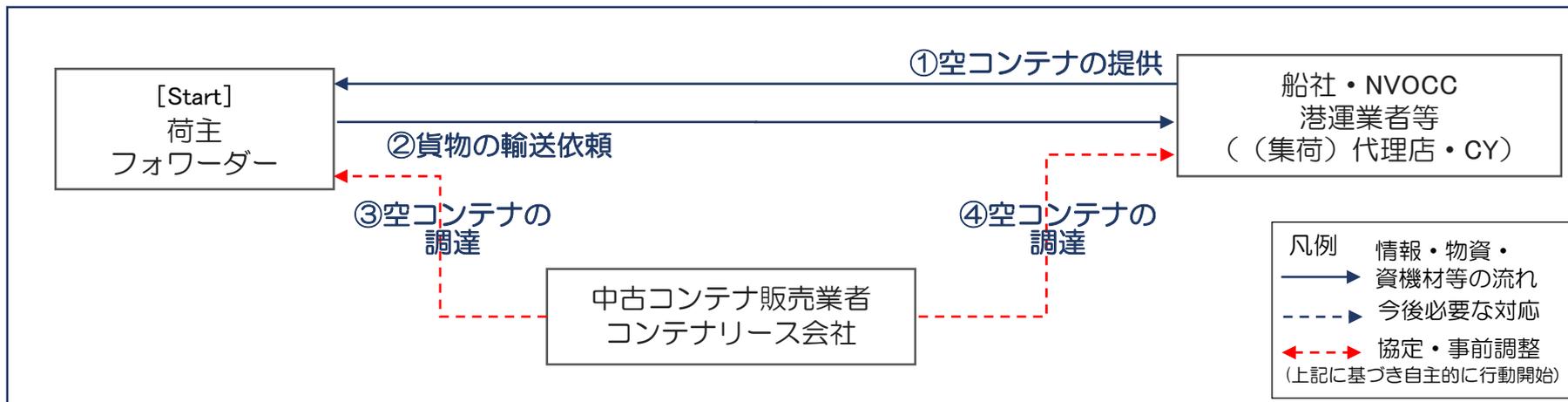
##### ◆災害時に想定される課題（基本行動計画p.10,12より）

- 災害時の輸送需要の増加に伴う空コンテナ不足

##### ◆対応の方針（基本行動計画p.10,12より）

- 中古空コンテナの購入
- リース空コンテナの調達

#### 空コンテナの調達の体制・役割（基本行動計画p.12より）



## (2) 対応方策について

### [3] 空コンテナの調達

#### ■関係者へのアンケート調査より把握された内容

##### 各タスクの進捗

タスク番号	役割分担	タスク内容	関係者間の体制や役割の実態及び体制構築の進捗状況
① ②	船会社 港運事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>空コンテナの提供</li><li>貨物輸送の依頼</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>災害後には復興・救援物資の輸入が増えるので、自然と空コンテナは溜まる傾向となるため空コンテナを事前に準備する等の対策は不要であると船社は考えている。</li><li>現状として、コンテナは船社が所有しているものなので、港運事業者としては事前対策等を行っていない。</li></ul>
③ ④	船会社 港運事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>空コンテナの調達</li><li>空コンテナの調達</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>平常時と同様に船社の輸入および移入コンテナで対応することを前提としている。よって、有事の際は必要に応じて空コンテナの船社間の融通やリースも検討するが、現状では事前の対策等を行われていない。</li></ul>

## (2) 対応方策について

### [3] 空コンテナの調達

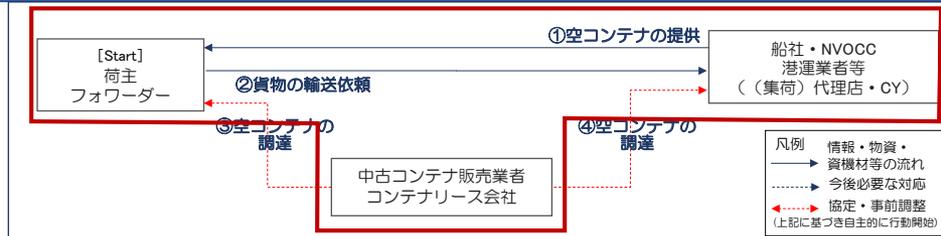


図 タスクの進捗状況と今後の対応に関するフロー図の該当箇所

#### ■タスクの進捗状況と今後の対応

##### ●中古空コンテナの購入、リース空コンテナの調達 **赤枠部分**

▶船社では、災害後は復興・救援物資の輸入が増え、代替港湾で空コンテナが溜まることを想定している。

▶また、港運事業者では、平常時と同様に各船社がコンテナを準備することを前提とするが、**必要に応じて**船社間のコンテナの相互融通やリース会社での**対応も検討**するとしている会社もある。

→・災害直後は空コンテナが不足することが考えられるが、船社間でコンテナが融通できれば、被災地内で輸入・輸出コンテナの共有が図られれば、代替港湾で空コンテナが溜まることが解消できる可能性があることから、船社間のコンテナの融通の可能性について検討する必要がある。

## (2) 対応方策について

### [4] ヤード混雑解消のためのコンテナ仮置き場の設定

#### ■基本行動計画の記載内容

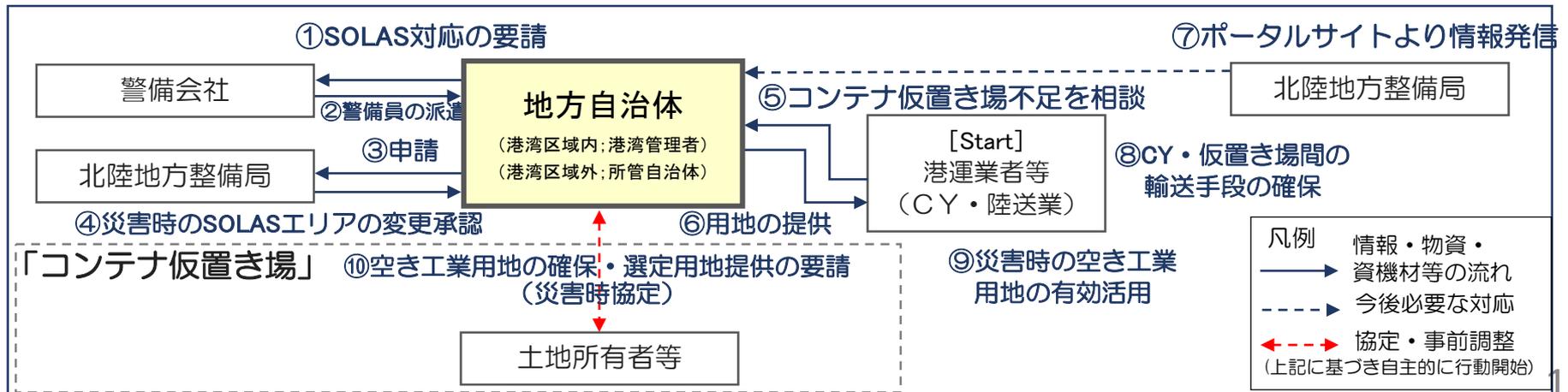
##### ◆災害時に想定される課題（基本行動計画p.10,12より）

- 取扱貨物量増加に伴う港湾の混雑

##### ◆対応の方針（基本行動計画p.10,12より）

- 空き工業用地の確保・選定
- SOLAS エリアの変更申請
- CY・仮置き場間の輸送手段の確保
- 保安対策の強化（警備員）
- コンテナ仮置き場情報の提供

#### ヤード混雑解消のためのコンテナ仮置き場の設定の体制・役割（基本行動計画p.12より）



## (2) 対応方策について

### [4] ヤード混雑解消のためのコンテナ仮置き場の設定

#### ■関係者へのアンケート調査より把握された内容

##### 各タスクの進捗

タスク番号	役割分担	タスク内容	関係者間の体制や役割の実態及び体制構築の進捗状況
① ②	港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOLAS対応の要請</li> <li>警備員の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置き場を想定されている管理者から今のところ具体的な検討を考えていない管理者まで温度差がある。</li> <li>代替輸送のための警備員の増加やSOLAS体制強化の必要性は認識しているが、現時点では具体的に検討していない。</li> </ul>
③ ④	北陸地方整備局 港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOLASエリア変更の申請</li> <li>災害時のSOLASエリアの変更承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時ということから、軽微な変更（付属書作成）で対応できないかと考えられる。</li> <li>埠頭保安管理者が軽微な変更手続きを行い承認されるまでには一定の時間が必要でありその間、予め本省港湾局危機管理室の承諾を得て、保安措置（警備員の配置、仮設保安設備（フェンス、保安照明等）の設置など）を実施することは場合によっては可能であると考えられる。</li> </ul>
⑤ ⑥	港湾管理者 港運事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテナ仮置き場不足を相談</li> <li>用地の提供</li> </ul>	北陸地域の港湾管理者において具体的な場所は想定されているが、具体的な検討をしているのは一部の港湾管理者のみである。
⑦	北陸地方整備局	ポータルサイトより情報発信	北陸広域バックアップ体制Webは整備されているが、コンテナ置き場の拡張に関する情報を発信する体制は構築されていない。
⑧ ⑨	港湾管理者 港運事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>CY・仮置き場間の輸送手段を確保</li> <li>災害時の空き工業用地の有効活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CYと仮置き場間の輸送方法を想定している港湾管理者、想定していない港湾管理者と対応の温度差がある。</li> </ul>
⑩	港湾管理者 港運事業者	空き工業用地の確保・選定用地提供の要請（災害時協定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の港湾管理者では、港湾周辺の工業用地等をコンテナ置き場として具体的に検討している。</li> </ul>

## (2) 対応方策について

### [4] ヤード混雑解消のためのコンテナ 仮置き場の設定

#### ■タスクの進捗状況と今後の対応

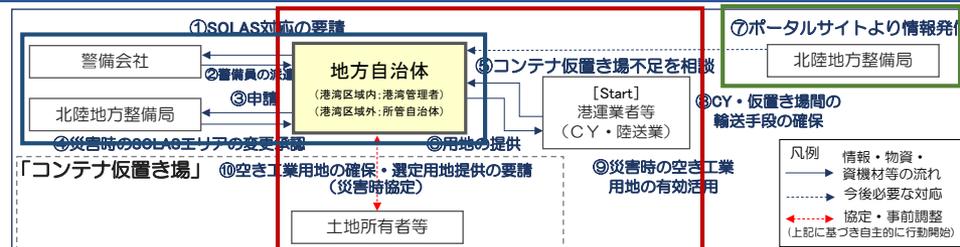


図 タスクの進捗状況と今後の対応に関するフロー図の該当箇所

- 空き工業用地の確保・選定、CY・仮置き場間の輸送手段の確保 **赤枠部分**
  - ▶ 仮置き場に関しては想定はしていても、具体的に検討している港湾は一部である。CY・仮置き場間の輸送を想定している港湾もある。
    - ・一部の港湾で検討が進められているように、港湾周辺の工業用地等のコンテナ仮置き場としての活用など、活用が考えられる用地を整理することが必要。
- SOLAS エリアの変更申請、保安対策の強化（警備員） **青枠部分**
  - ▶ 警備体制等の変更の内容次第では変更手続きの短縮を検討する余地はある。
    - ・非常時を前提とした体制、手続きの短縮化や事前準備等、**具体的な課題を整理**することが必要である。
- コンテナ仮置き場情報の提供 **緑枠部分**
  - ▶ コンテナ置き場の拡張に関する情報を取得・発信する体制はない。
    - ・**情報発信の必要性を含めて検討が必要**

## (2) 対応方策について

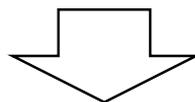
### [4] ヤード混雑解消のためのコンテナ仮置き場の設定

#### ■取組事例

新潟県では首都直下地震などで太平洋側の港湾が被災した場合に備え、本県の港湾が代替機能を果たすための基本行動計画の策定へ向け有識者や港湾関係者らによる検討会議を開催。

※ 新潟港は2011年の東日本大震災で被災した太平洋側のバックアップを担った実績がある。

◆災害などによる荷物急増時はコンテナの置き場所やトラックの給油所の不足が予測される。



- 新潟県の独自の代替輸送ルート
- 荷物急増時のコンテナ置き場所

のとりまとめを行う予定

## (2) 対応方策について

### [5] 臨時シャトル便の航路開設

#### ■基本行動計画の記載内容

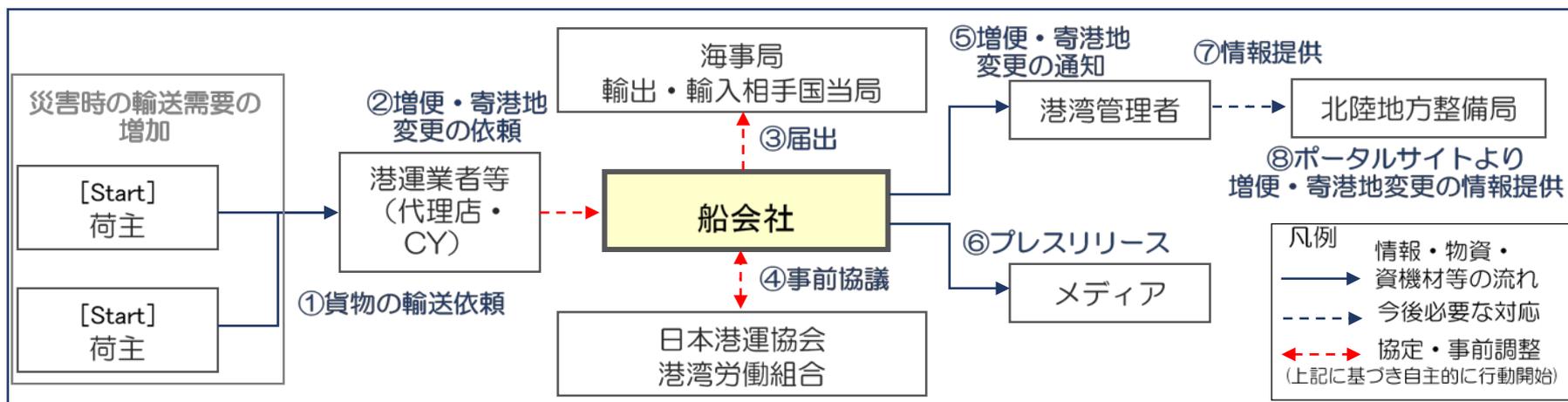
##### ◆災害時に想定される課題（基本行動計画p.10,13より）

- 北陸地域港湾の輸送能力不足。

##### ◆対応の方針（基本行動計画p.10,13より）

- 増便・寄港地変更（シャトル便）の要請
- CY におけるシャトル便への対応
- シャトル便に関する情報提供

#### ■臨時シャトル便の航路開設の体制・役割（基本行動計画p.13より）



## (2) 対応方策について

### [5] 臨時シャトル便の航路開設

#### ■関係者へのアンケート調査より把握された内容

##### 各タスクの進捗

タスク番号	役割分担	タスク内容	関係者間の体制や役割の実態及び体制構築の進捗状況
②	船会社 港運事業者	増便・寄港地変更の依頼	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害が発生した場合の便数増加への対応について、港湾労働者等の調整が必要である。</li><li>・現状では事前調整等を行われていない。</li></ul>
③ ④	船会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・届出</li><li>・事前協議</li></ul>	届出は災害が発生してからとなるため、事前に手配することはない。よって事前調整等を行っていない。
⑤	港湾管理者 船会社	増便・寄港地変更の通知	<ul style="list-style-type: none"><li>・船舶代理店から事前に係留施設使用届が港湾運営会社に提出される時点で情報の取得は可能である。</li><li>・緊急連絡網により情報の取得が可能である。</li><li>・コンテナ物流情報サービスにより情報の取得が可能である。</li></ul>
⑦	港湾管理者 船会社	情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・船社から直接情報を取得する体制は構築されていない。(港湾管理者)</li></ul>
⑧	北陸地方整備局 港湾管理者	ポータルサイトより増便・寄港地変更の情報提供	北陸広域バックアップ体制Webにリンクしている港湾管理者のWebサイトから情報提供可能である。

## (2) 対応方策について

### [5] 臨時シャトル便の航路開設

#### ■タスクの進捗状況と今後の対応

##### ●増便・寄港地変更（シャトル便）の要請 **赤枠部分**

- ▶ 事前協議等の手続きは災害発生後の申請になる為、特に事前に何かを手配することは無いと考えられている。

→ ・災害後は、手続き件数及び問い合わせの増加が想定されるため、迅速・効率的に手続きを進めるために、関係者間で平時からの準備を行うことが必要である。

##### ●CYにおけるシャトル便への対応 **青枠部分**

- ▶ 適正な運航船の選定・備船及びその期間を判断するのに時間を要することから、シャトル便運航に必要な貨物量等の情報を船社に早めに提供できることが前提となる。

→ ・災害発生後の代替輸送需要の把握方法及びこれらの情報の船社への伝達等、シャトル便の開設に必要な事項を具体的に整理し、想定される船社と事前に情報共有を図ることが必要である。

→ ・上記をどのような役割分担で行うのか、あらかじめ体制を構築しておく必要がある。

##### ●シャトル便に関する情報提供 **緑枠部分**

- ▶ 港湾管理者に対して船会社から直接連絡する体制は無いものの、港湾管理者は主に船舶代理店から情報を取得することが可能
- ▶ 港湾管理者と北陸地方整備局の間でシャトル便の情報を共有、発信する体制は現状ではない。

→ ・情報発信の必要性を含めて検討が必要

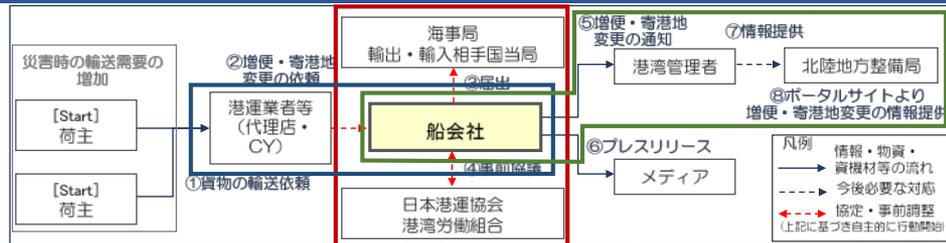


図 タスクの進捗状況と今後の対応に関するフロー図の該当箇所

### (3) フォローアップの方向性

#### ■フォローアップの方向性

- 基本行動計画では、地震以外の様々な不測の事態も想定し、技術の進歩や社会環境の変化に応じて、継続的かつ発展的に改善していくものとしている。
- 基本行動計画が直面する現状の課題を抽出（CHECK）し、今後の検討内容を設定（ACT）する。

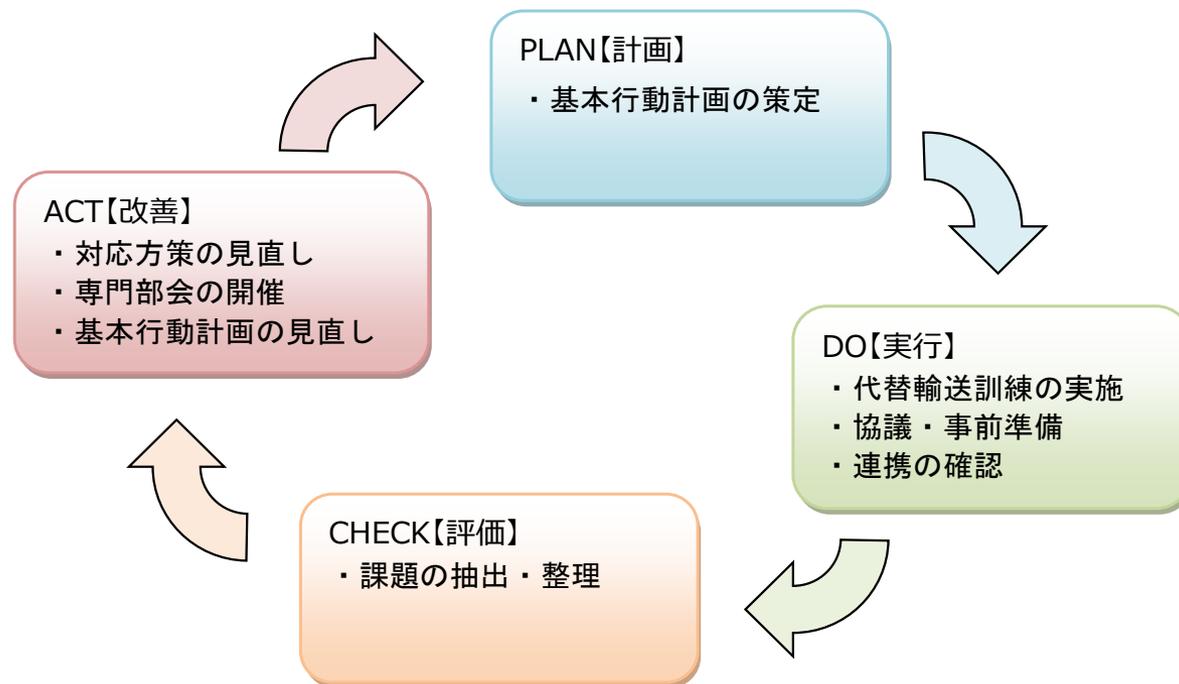


図 基本行動計画の継続的な改善のサイクル

#### ■課題と対応

- 各対応方策については、北陸地域港湾内で進捗状況に差があることから、引き続き本専門部会において進捗状況を確認し、関係者間の情報共有を図る。